就業構造基本調査にご協力を

10月1日現在で就業構造基本調査を実施しています。

この調査は、5年に1回国民の就業・不就業の実態を明らかにし、雇用政策などの基礎資料となるもので、本町は7地区の一部が調査対象となっています。

調査対象世帯には、調査員が伺っていますので、ご協力ください。

問秘書広報課広報統計班 ☎(70)0316

調査対象地区

みずほ台・駒込・富田・南飯塚・南横川・柳橋・北吉田の一部

ワーク・ライフ・バランスを進めましょう

仕事と子育てなどの家庭生活の調和を意味する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が、企業にとって人材の確保・定着という視点からも注目されています。

千葉県・東京都・神奈川県・さいたま市などの8都県市では、今年度からワーク・ライフ・バランスを推進するキャンペーンを10月に実施します。

特に10月21日(日)から27日(土)は、キャンペーン強調週間として、定時退社を呼び掛けています。

皆さんの職場でも定時または早めの退社に努めるとともに、働き方を見直してみましょう。

問県庁雇用労働課 ☎043(223)2741

完了検査を受けていますか

違反建築防止週間

10月11日(木)から17日(水)は、違反建築防止週間です。安心して暮らすためには、建築物が安全であることが大切です。建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定め、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

あなたの所有する建築物について、建築基準法に適合しているかどうか建築士と相談するなど、点検を心掛けましょう。

なお、この週間には一斉公開建築パトロールが実施されます。

問県庁県土整備部建築指導課 ☎043(223)3184
都市整備課建築宅地班 ☎(70)0364

流動資産担保融資保証制度

売掛債権および棚卸資産を担保として金融機関から融資を受けられる流動資産担保融資保証制度（ABL保証）が創設されました。

不動産をお持ちでない方も、売掛債権および棚卸資産を担保に借入ができ、資金調達能力がアップします。また売掛先からの入金を待たずに資金調達ができるため、資金繰りの改善にもつながります。

▼保証割合＝80％
▼貸付金額＝2億円
※保証割合80％のため借入限度額は2億5千万円です
▼貸付金利＝金融機関所定
▼貸付形式＝根保証は当座貸越、個別保証は手形貸付
▼保証期間＝根保証は1年（更新は妨げません）、個別保証は1年以内
▼保証料率＝0・85％
▼担保＝担保は売掛債権および棚卸資産のみとなり、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。個別保証の場合は売掛債権のみとなります。

●棚卸資産とは
事業により生じまたは生じる予定のものであり、かつ決算書に計上または計上される予定のもので、具体的には在庫商品・製品在庫・仕掛品・半製品・原材料・貯蔵品をいいます。固定資産として計上される機械設備や車両運搬具などは含まれません。

問千葉県信用保証協会業務統括課 ☎043(245)8903
産業振興課商工海岸振興班 ☎(70)0355

10月は労働保険適用促進月間

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働者が労働災害を被ったときや、失業したときに所定の保険給付を行う制度です。労働者を1人でも使用する事業主の方（農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業を除く）は、加入しなくてはなりません。

まだ手続きをしていない事業主の方は、早期に加入手続きをしてください。

問千葉労働局労働保険徴収課 ☎043(221)4317

10月1日から外国人雇用状況報告制度が新しくなります

すべての事業主の方は、特別永住者を除く外国人労働者を雇用する場合、その雇入れた外国人労働者の氏名や在留資格等をハローワークに届け出る必要があります。

①雇用保険の被保険者である外国人に係る届出

雇用保険の被保険者資格の取得届・喪失届の用紙、所定の届出様式で届出ください。

▼届出期限＝雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内

②雇用保険の被保険者ではない外国人に係る届出

所定の届出様式に、氏名・在留資格・在留期限・生年月日・性別・国籍等を記載して届出ください。

▼届出期限＝雇入れ・離職の場合ともに翌月末日まで
(例)10月1日の雇入れ→11月30日までに届出

③10月1日時点で現に雇入れている外国人に係る届出

届出様式に、氏名・在留資格・在留期限・生年月日・性別・国籍等を記載して届出ください。

▼届出期限＝平成20年10月1日
※この間に離職した場合は、届出ください。

①・②に従い届出ください。
◇詳しくはホームページをご覧ください。
●千葉労働局
URL http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/
●厚生労働省
URL http://www.mhlw.go.jp/

問千葉労働局職業安定部職業対策課 ☎043(202)5131
ハローワーク千葉南（公共職業安定所） ☎043(300)8609

まめに浄化槽の清掃を

浄化槽内のし尿・生活排水は、微生物によって分解されます。

この過程で、固形物や汚泥が浄化槽内に溜まり過ぎると、悪臭や浄化槽の故障・水質悪化の原因となります。

浄化槽が正常な働きを保つためには、清掃（汚泥引き抜き）が必要で、この清掃作業は、法律で年1回以上、行うことが義務付けられています。

わたしたちの暮らしに欠かせないきれいな水を維持するためにも、積極的に清掃作業を行いましょう。

問環境アクアプラント管理係 ☎(54)0511

＜山武郡市広域行政組合清掃業の許可業者＞

許可業者		電話番号
㈱五十嵐商会	(東金市)	☎(58)5249
㈱新興ウオターマネージメント工業	(東金市)	☎(54)2231
㈲環境衛生センター	(東金市)	☎(58)2304
㈲渡辺清掃	(東金市)	☎(58)3308
㈲甲斐浄化槽サービス	(大網白里町)	☎(77)1717
㈲成東浄化槽センター	(山武市)	☎(82)0202

住宅建設資金利子の一部を補給

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）から資金を借り入れてマイホームを建設または購入する方に、借入金の利子の一部を補給しています。

補給額は、融資残高1千万円を限度に、借り入れの金利から2％を減じて2分の1を乗じた率（0・5％を限度）を乗じて得た額となります（事例参照）。

※申請は、金銭消費貸借抵当権設定契約後3カ月以内にしてください

▼対象＝次の要件をすべて満たす方
①町内に住宅を建設または購入する方
②町内の金融機関を通じ住宅金融支援機構の融資を利用する方
③年間合計収入金額が800万円以下の方
④国民健康保険税を含む町税を完納している方
⑤引き続き2年以上居住している方

▼補給期間＝5年間

※この制度は平成19年で廃止となります。すでに補給を受けている方、平成19年中に住宅建設資金利子補給交付申請書を提出し、受理された方は補給の対象となります

問都市整備課建築宅地班 ☎(70)0364

◇事例

年末融資残高が1，000万円以上の方で、支援機構の金利が2.9％の場合

1,000万円×（2.9％－2.0％）×0.5÷12カ月＝3,750円
3,750円×12カ月×5年間＝225,000円

県内タクシーは禁煙に

平成15年5月に健康増進法が施行され、公共交通機関では広く禁煙化・分煙化が進められています。

千葉県タクシー協会・千葉県個人タクシー協会・千葉県タクシー運転者登録センターでは、タクシー車内の喫煙に関わる「健康被害の防止」と「快適性の向上」を図る目的から、**11月1日(木)より全車両の禁煙化**に踏み切ることになりました。

利用にあたり、ご協力をお願いします。

問千葉県タクシー協会 ☎043（243）2460